

対象品目:全品目

規範項目

20

鳥獣による農業被害防止対策の実施

規範の必要性や背景

*野生鳥獣による農作物被害が全国的に拡大しており、本県においても「イノシシ」や「ハクビシン」などによる農作物被害が発生しています。また、「アライグマ」の分布が拡大し、生態系や農作物に対する被害が懸念されるところです。

今後、これらの野生鳥獣による農作物被害の拡大が懸念されるなか、被害の多い中山間地域では、営農意欲の低下等を招き、地域農業の崩壊も危惧されています。状況に応じた対策を適切に進める必要があります。

取組事項

- 地域や集落が一体となって、鳥獣を引き寄せない対策を検討する。
- 農作物の収穫残さ、未収穫果実、生ゴミなど、野生鳥獣を誘引するエサになるものは放置せずに適切に処理する。また、ヤブの刈払いや、耕作放棄地の管理などにより、隠れ場や生息地を減らし、野生鳥獣がほ場に近づきにくい環境を作る。

解説

●イノシシ被害防止対策の基本

⇒ ①近づけない ②侵入させない ③捕獲する

①イノシシを『近づけない』ためのポイント

- ・イノシシの隠れ場となるヤブなどを刈り払い、隠れ場所となる環境をなくす。
- ・耕作放棄地を適切に管理し、生息適地を集落近くに作らない。
- ・不要な果実や生ゴミなどを放置せず適正に処分する。

②イノシシを『侵入させない』ためのポイント

- ・侵入させないためには、電気柵の利用が推奨される。
- ・侵入防止柵（金網柵等）でイノシシ対策を行う場合には、十分な高さ（150cm以上）が必要である。

③イノシシを『捕獲する』ためのポイント

- ・足跡やふんなどの痕跡をもとにイノシシの出没する可能性が高い場所にわなを仕掛ける。
- ・わなの仕組みを理解し、作動状況をチェックしてから仕掛ける。
- ・見回りは毎日行い、捕獲が確認されたらすみやかに処置する。
- ・錯誤捕獲された個体は速やかに放獣する。

●レンコン田における防鳥ネットの使用

レンコン田の防鳥ネットは、以下の点を守りながら使用してください。

- ・防鳥ネットに羅網した野鳥を見つけたら、速やかに外す。
- ・野鳥が羅網しにくい防鳥ネットを使用する。

◆参考情報

- ・鳥獣の被害に関するお知らせ(茨城県農林水産部産地振興課エコ農業推進室HP)
<http://www.pref.ibaraki.jp/nourin/econou/contents08.htm>
- ・鳥獣対策コーナー(農林水産省HP)
<http://www.maff.go.jp/j/seisan/tyozyu/higai/>
- ・鳥獣害管理プロジェクト
(独)農業・食品産業技術総合研究機構中央農業総合研究センターHP
<http://www.naro.affrc.go.jp/org/narc/chougai/>
- ・みんなで取り組むイノシシ・ハクビシン・アライグマ対策(茨城県農林水産部農村環境課HP)
<http://www.nouson.pref.ibaraki.jp/?p=2576>
- ・箱わなによるイノシシ捕獲マニュアル(茨城県生活環境部環境政策課HP)
http://www.pref.ibaraki.jp/kankyo/03chojyuhogo/kaku_inoshishi.html

◆関連法令等

- ・鳥獣保護法(鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律)
<http://law.e-gov.go.jp/cgi-bin/idxsearch.cgi> (総務省HP 法令データ提供システムで入手可能)
- ・鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律
<http://www.maff.go.jp/j/seisan/tyozyu/higai/> (農林水産省HP)
- ・鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止の施策を実施するための基本的な指針
<http://www.maff.go.jp/j/seisan/tyozyu/higai/> (農林水産省HP)